

令和 3 年 9 月
農業委員会議事録

開催日：令和 3 年 9 月 24 日（金）
場所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 51 分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年 9月24日 (金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗 原 和 紀
統括主幹 齋 藤 利 明
主 幹 草 間 真由美

(説明員) 開発指導課調整幹 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時24分

9. 会議の内容

局 長	定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。 皆様、改めましておはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	おはようございます。先日の研修、及び8月、9月の暑い中、農地利用状況調査、ご苦労さまでした。今回初めてやった方も場所を探すのが結構大変だったのかなと思っております。暑さも今日までが30度超えということで、明日から二十四、五度ということで、昔の人は暑さ寒さも彼岸までとよく言っていましたけれども、明日からは過ごしやすい状況になってくるのかなと思います。今年は天気が悪かったので、例年の9月委員会の頃はこの周りの田んぼも結構稲刈りが進んでいるのですが、今年はまだ多く残っているようで、遅れているのかなと思っております。 また、太平洋の海水温がかなり高いということで、今朝出るときにニュース見ていたら、日本の周りの海水温が27度で、27度あると台風が育ってくる、大きくなっていくということで、今日も台風16号が発生し、日本列島直撃の可能性もあるそうです。今月末には16号が、どの辺を通るかによって雨の量も違ってきますが、この間の台風は思ったより雨が降らず作業ができたので、この辺も大分なくなって、大口以外は今月いっぱい稲刈りは大体終わるのかなと思っております。 ただ、この間農協の話によると、コシヒカリは2等だけれども、彩のきずなは1等が多いようです。しかし、1等でも2等でも単価が単価ですから、一番危惧するのは、こんな安いのでは百姓やめてしまおうといって遊休農地が増えるのが一番困るなと思っております。何せ去年も安いのにその3分の2ぐらいの単価の話では、農業をやっているても何のメリットもない、赤字では誰も米なんか作らずに買って食っ

局 長

たほうが安いという話になってしまいますので、何とかこの実態を解決していただかないと、農家も高齢化と一緒にやる人がいなくなってしまうのかなと思っております。いい話がなかなかないのですが、我々は農地を守る立場上、遊休農地が増えないことを願って、まとまりませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

出席委員は、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、9番の吉田委員、13番の小林委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は8,913平方メートルです。通作距離は3キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計4名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は8,913平方メートルです。通作距離は3キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計4名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は8,913平方メートル。通作距離は3キロメートル、農機具は完備し

		ております。農業従事者は、譲受人を含め計4名です。
		1番から3番については、同一世帯での営農拡張の申請です。
		以上3件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員12番の松沢委員、2番及び3番について推進委員11番の豊田委員よりお願いいたします。
		それでは、1番について松沢委員よりお願いいたします。
1 2番推進委員		1番の件について補足説明します。
(松沢委員)		9月14日に現地を確認しております。申請地、農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。申請許可の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		2番及び3番について豊田委員よりお願いいたします。
1 1番推進委員		2番の件について補足説明します。
(豊田委員)		9月14日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。
		以上、報告いたします。
		続きまして、3番の件について補足説明します。9月14日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。

全
員
議

員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、市内の建設業等を営む会社からグループ会社の本店が移転することとなり、社用車の駐車場として貸してほしいとの要望を受け、困っている方に協力できればと考え申請に及んだものです。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を私から行います。

1番の件について説明いたします。9月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的は駐車場です。東側出入口の部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

全
員
議
長

以上、報告します。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議
長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について事務局から説明願います。

統
括
主
幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は工場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和33年に東京都文京区に本店を置き、主に鋼製建具製造業を営む法人です。昭和62年より越谷工場として営業を続けており、業績も順調に増え、生産した製品は雨にぬれることが厳禁であり、現在の工場及び倉庫では大変手狭な状況に至り、工場の増築を計画し、土地を探していたところ、申請地は水路を挟み工場の反対側にあり計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。なお、令和3年2月18日付で敷地拡張として農用地区域から除かれております。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの不許可の例外規定による既存の施設の拡張に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来を考え戸建て住宅の建築を計画し、妻の両親に相談したところ、祖父が所有している土地を進められ、申請地は親の住まいの北側に位置し、お互い家族が安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住まいの隣接地で、将来両親の介護が必要になってもすぐにお世話ができ、安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家及び祖母の家にほど近く、今後祖母や両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は勤務先が近くなり、実家にもほど近く、子育ての支援など家族が安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にほど近く、子育ての支援や将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代

議 長

替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について小林委員、2番から6番について瀬尾委員よりお願いいたします。

それでは、1番について小林委員よりお願いいたします。

1 3 番 委 員
(小林委員)

1番の案件について説明いたします。

9月16日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は工場の敷地拡張です。南側の出入口及び既存の工業用地と水路占用部分を省き、周囲にコンクリートブロック等で設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

2番から6番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

2番の件について説明いたします。

9月の14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅であります。道路に接する出入口の部分を除いて周囲にコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、3番の件についてご説明いたします。9月14日に現地を確認しておりまして、現況は畑で、転用目的は住宅でございます。出入口の部分を除いて既設及び新設のコンクリートブロックを設置し、土留めとすることから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続いて、4番の件について説明いたします。同じく9月14日に現地を確認しております。現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口の部

議
全
議

長
員
長

分を除いて既設及び新設のコンクリートブロックを設置して土留めをすることから、周りに被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続いて、5番の件について説明いたします。同じく9月14日に現地を確認しており、現況は畑で、転用の目的は住宅であります。出入口部分を除いて周囲にコンクリートブロックを設置して土留めすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続いて、6番の件についてご説明いたします。同じく9月14日に現地を確認しております。現況は畑で、転用の目的は住宅であります。南側の出入口部分を除き既設及び新設のコンクリートブロックを設置し土留めとすることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

以上です。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

引き続き第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から12番について事務局から説明願います。

議案書の4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から12番について説明します。

統 括 主 幹

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は資材置場、駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成27年に八潮市に本店を置き、主に解体業を営む法人です。現在利用している資材置場及び駐車場が土地の所有者より明渡しの申出があり、土地を探していたところ、申請地は前面道路も広く、4号バイパスはアクセスがよく、廃材等の処理を依頼している会社へ車で2分の距離に位置し、計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は平成19年に八潮市に本店を置き、主に建設業を営む法人です。現在使用している資材置場の一部が土地の所有者より明渡しの申出があり、同等の面積で借りられる土地を探していたところ、申請地は高速道路へのアクセスもよく、事務所からの距離も近く、土地の所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は保育園の建設工事に伴う一時転用による資材置場及び駐車場です。転用理由といたしまして、建設予定地内に資材置場及び駐車場が確保できないため、申請地を工事期間中利用したいとの申請です。工事完了後は現況を畑に復元し、貸人へ返却するものでございます。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子供の成長とともに家財が増え手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家に近く、子育ての支援や将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり、土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、今後予想される介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

		続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の倉庫と事務所を兼ねた賃貸で居住しておりますが、居住スペースが狭く、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地はレイクタウン駅に近く、仕事の営業で都内へ行く際に武蔵野線を利用していることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。 以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を7番について宇田川委員、8番について田口委員、9番から12番について藤井委員よりお願いいたします。
8 番 委 員 (宇田川委員)		それでは、7番について宇田川委員よりお願いいたします。 7番の件について説明いたします。 9月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的は資材置場・駐車場です。西側出入口の部分を除き、周囲をコンクリートブロック及び仮囲いを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。
議	長	以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。
1 0 番 委 員 (田口委員)		8番について田口委員よりお願いいたします。 それでは、8番の件について説明いたします。9月16日に事務局と現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は資材置場です。西側市道に面した出入口部分を除き周りにコンクリートブロックとフェンスを設置し、区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告をいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

2 番 委 員
(藤井委員)

ありがとうございました。

9番から12番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、一括して報告させていただきます。

9番の件について説明いたします。9月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は駐車場・資材置場の一時転用です。道路に接する南側と西側を除き周囲にガードフェンスを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

10番についてご説明いたします。9月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的は住宅です。道路に接する東側を除き周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

11番の件についてご説明いたします。9月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。道路に接する東側を除き周囲をコンクリートブロックなどで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、12番について説明させていただきます。9月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。道路に接する東側を除き周囲をコンクリートブロック等で区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上4件、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 全 議
長 員 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 [挙手全員]
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
統括主幹		続きまして、第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について事務局から説明願います。 議案書の5ページを御覧ください。 第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明します。 番号、出願人氏名の順に読み上げます。 それでは、1番の内容ですが、筆数が4筆で、面積は3,910平方メートル。平成30年10月26日から令和3年9月24日までの証明です。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員5番の岡安委員よりお願いいたします。
5番推進委員 (岡安委員)		1番について報告いたします。 9月14日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地4筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 [挙手全員]
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。 次は報告でございます。

統 括 主 幹

事務局から説明願います。

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の6ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、7ページから9ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、15件の届出がありました。転用内容につきましては記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類等も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、10ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回2件の届出がありました。内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、11ページです。第4号報告 農地の改良に係る届出について、1件の届出がありました。内容につきましては田畑転換です。

報告事項は以上です。

議 長

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、10月25日、月曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時24分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年 9月24日

議 長

署名委員

署名委員